

# 2019年10月1日から 幼児教育・保育の無償化が開始されます！

制度の詳細や対象となる施設、手続き方法については、7月以降に市ホームページ等でお知らせします。

## ① 幼稚園、認定こども園（教育利用）を利用するお子さん

### 【対象者】

**満3歳から小学校就学前までのお子さん**

(2019年度の対象年齢：3歳の誕生日を迎える前日から平成25年4月2日生まれまでのお子さん)

- 入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化となります。  
下記②の幼稚園、認定こども園の預かり保育とは対象年齢が異なります。



### 【利用料】

**無償化**（注1）されます。

(注1) 子ども・子育て支援新制度に基づく幼稚園に移行していない幼稚園に通園しているお子さん  
にあつては、月額最大25,700円（年額最大308,400円）の軽減となります。

無償化（一部負担軽減）されるためには、市の認定が必要となります。認定の申請方法等  
については、別途通園している、または通園予定の幼稚園を通じてご案内します。

- 通園送迎費、食材料費(主食費、副食費等)、行事費などは、引き続き保護者の負担となります。  
ただし、一部世帯の保護者は、副食費の免除を受けられます。

## ② 幼稚園、認定こども園（教育利用）の預かり保育を利用するお子さん

### 【対象者】

上記①の施設を利用するお子さんのうち、  
市から「**保育の必要性の認定**（注2）」を受けた

**I：小学校就学前3年間のお子さん** (2019年度の対象年齢：平成25年4月2日から平成28年4月1日生まれのお子さん)

**II：満3歳になる年度末までのお子さんで、住民税が非課税である世帯のお子さん**

(2019年度の対象年齢：平成28年4月2日以降に生まれた、3歳の誕生日の前日を迎えているお子さんのうち、住民税が非課税である世帯のお子さん)

(注2) 「保育の必要性の認定」とは、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）に該当する  
お子さんが対象となります。

原則、通園している、または通園予定の幼稚園を経由しての申請となります。

### 【利用料】

利用日数に応じて、

**Iのお子さんは月額最大11,300円まで、**

**IIのお子さんは月額最大16,300円までの利用料**(注3)が軽減されます。

(注3) 利用料の軽減を受けるためには、手続きが必要となります。各施設に支払った利用料の一部  
または全部について、後日、償還されます。

児童発達支援を利用するお子さんについても、**満3歳になる年度の翌年度から**  
**小学校就学前までの利用料が無償化**されます。

### ③ 保育所（園）、認定こども園（保育利用）等を利用するお子さん

#### 【対象者】

- ・ 小学校就学前 3 年間のお子さん （2019年度の対象年齢：平成25年4月2日から平成28年4月1日生まれのお子さん）
- ・ 0 歳から満 3 歳になる年度末までの間にあるお子さんで、  
住民税が非課税である世帯のお子さん

（2019年度の対象年齢：平成28年4月2日以降に生まれた、住民税が非課税である世帯のお子さん）

- 保育所、認定こども園（保育利用）等の入所申請に当たって、「保育の必要性の認定」を行っていますので、改めて「保育の必要性の認定」を受ける必要はありません。

#### 【利用料】

無償化されます。

- 通園送迎費、食材料費（主食費、副食費等）、行事費などは、引き続き保護者の負担になります。そのため、満 3 歳となる年度の翌年度から、これまで保育料に含まれていた副食費（おかず・おやつ等）が別途負担となります。ただし、一部世帯の保護者は、副食費の免除があります。

#### 【対象となる施設・事業】

保育所（園）、認定こども園（保育利用）、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、企業主導型保育事業（標準的な利用料）

### ④ 認可外保育施設等を利用するお子さん

#### 【対象者】

市から「保育の必要性の認定（注4）」を受けた

I：小学校就学前 3 年間のお子さん （2019年度の対象年齢：平成25年4月2日から平成28年4月1日生まれのお子さん）

II：0 歳から満 3 歳になる年度末まで間にあるお子さんで、  
住民税が非課税である世帯のお子さん

（2019年度の対象年齢：平成28年4月2日以降に生まれた、住民税が非課税である世帯のお子さん）

（注4）「保育の必要性の認定」とは、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）に該当するお子さんが対象となります。

また、2019年度に保育所（園）、認定こども園（保育利用）、小規模保育事業所等を申し込んでいて、待機児童となっている場合は、再度の申請が不要な場合があるため、下記の問合せ先にご連絡ください。

#### 【利用料】

I のお子さんは月額最大37,000円まで、

II のお子さんは月額最大42,000円までの利用料が軽減（注5）されます。

（注5）利用料の軽減を受けるためには、手続が必要となります。各施設に支払った利用料の一部または全部について、後日、償還されます。

#### 【対象となる施設・事業】

認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、病（後）児保育事業

- 原則、①②③記載の施設を利用する場合は、④の施設・事業の利用は無償化の対象外となります。